

社会福祉法人精華町社会福祉協議会

役職員等旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、職務のため出張する本会役職員等に対して支給する旅費に関し諸般の基準を定めることを目的とする。

(出張)

第2条 役職員が職務のため出張を命じられた時は、速やかに日程を定め予め任命権者（出張命令権者）の承認を受けなければならない。

(旅費の支給)

第3条 役職員等が出張した場合は旅費を支給する。ただし研修会及び講習会でその日程が7日以上にわたる時は、この規程にかかわらず打ち切って支給することができる。

(役員及び職員以外の者)

第4条 役職員以外の者で、職務上依頼した者に支給する旅費は、その都度別に定める額とする。

(出張命令等)

第5条 出張は出張命令権者又はその委任を受けた者の発する出張命令によって行わなければならない。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって出張しがたい場合には、その現によった経路及び方法によって計算することができる。

(旅費の種類)

第7条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。

5 車賃は、陸路(鉄道を除く。)旅行について路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は、実費額により支給する。

- 6 日当は、出張中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。
- 7 宿泊料は、出張中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

(日当)

第8条 日当の額は、別表の定額による。

- 2 鉄道(定期路線旅客自動車を含む。以下本条においても同じ。)100キロメートル未満、水路50キロメートル未満、陸路25キロメートル未満の場合における日当の額は、業務上の必要又は天災その他やむをえない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、同項の定額の10分の7に相当する額による。
- 3 鉄道30キロメートル未満又は10キロメートル未満の場合の出張の場合における日当の額は、業務上の必要又は天災その他やむをえない事情により宿泊した場合を除くほか、前2項の規定にかかわらず定額の10分の2.5に相当する額による。
- 4 鉄道、水路又は陸路にわたる出張については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもって陸路1キロメートルとみなして、前2項の規定を適用する。

(宿泊料)

第9条 宿泊料の額は、別表の定額による。

(旅費の調整)

第10条 出張者が、公用車を利用した場合は、正規の鉄道賃・船賃は支給しない。

第11条 講習・研修等のため出張する時もしくは会長において定額を支給する必要がないと認める時は、旅費額の全部又は一部を支給しないことがある。

(復命)

第12条 出張者が、その用務を終えて帰会した時は遅滞なく出張命令権者に復命しなければならない。

(その他)

第13条 この規定に定めるもののほか、役職員等の旅費に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成14年 8月 1日から施行する。

この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。

別表（第8条及び第9条関係）

鉄道賃 船賃	車賃	日当1日につき	宿泊料1夜 につき
普通旅客運賃 特別車両料金 特別船室料金	実費	無支給地域 相楽郡、京田辺市、綴喜郡、城陽市、久世郡、八幡市、宇治市、奈良市、生駒市、京都市、向日市、長岡京市、乙訓郡 1,500円支給地域 南丹以北の京都府、奈良市・生駒市を除く奈良県、近畿、三重県 1,800円支給地域 近畿、三重県を除く地域	13,000円

備考 急行料金、座席指定料金等を徴する路線による旅費については実費支給する。
 鉄道賃のうち、定期券等の通勤手当を受けている区間の運賃は、不支給とする。